

令和元年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、昨年度「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2018年度～2022年度）を策定し、

①死亡者数：2013年～2017年の5ヵ年間の総数を2018年から2022年の5ヵ年間に15%以上減少させる。（2019年は、99人以下）

②死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2019年は、15,356人以下）

③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和元年（9月末現在速報値）の労働災害発生状況は、死亡災害が60人（前年同期比＋3人、＋5.3%）と増加、死傷災害は10,043人（前年同期－275人、－2.7%）と減少となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛）、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成25年3月に厚生労働省が示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、トラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛研修会及び荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施等により、荷役関連災害の防止に取り組んでいるところであり、その着実な実施が重要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、本年 12 月 1 日からの 2 か月間を、年末・年始労働災害防止強調運動の実施期間として、労働災害防止と労働者の健康確保の重要性について認識をさらに深め、一層の推進を図るために、以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和元年 12 月 1 日（日）から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで

3 スローガン

「受ける健診無駄にせず 今から見直す生活習慣」
(令和元年度安全衛生標語 健康部門入選作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約 7 割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、「荷役災害防止安全教育」を実施する等、荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約 4 割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月改正）の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。

- (3) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施や、ストレスチェック制度の実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施を推進する。
- (4) 陸運業の労働災害防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。そのため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- ・交通事故、労働災害防止大会
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロール
- ・事業場を集めての安全衛生研修会、セミナー
- ・陸運災防指導員会議等の開催

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

- ・平成 29 年 10 月 26 日施行の変更「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」
- ・「陸上貨物運送事業労働災害防止計画のあらまし」（2018 年～2022 年）
- ・荷役作業安全ガイドライン（平成 25 年 3 月）
- ・ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策
- ・「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」
- ・「はい作業の安全」（DVD）
- ・「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)並びに「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」（DVD）
- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」を踏まえた転倒災害防止対策
- ・「腰痛予防対策講習会（厚生労働省委託事業）」への積極的な参加勧奨

(3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

参考

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に-
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労災防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～
- 「STOP！転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画（全日本トラック協会）
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか？（厚生労働省）
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!